

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月、46年7月から同年9月までの期間、47年7月から同年9月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月
② 昭和46年7月から同年9月まで
③ 昭和47年7月から同年9月まで
④ 昭和54年1月から同年3月まで

国民年金の加入手続と申立期間前の国民年金保険料の納付は母にしてもらい、結婚後は、夫が船員保険及び厚生年金保険の被保険者であったため任意加入であったが、転居の都度、自分で国民年金の住所変更等の手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。領収書は紛失してしまったが、1か月も欠かさずに納付してきたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、未納期間がそれぞれ1か月から3か月と短期間であるとともに、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、当該期間の前後において、転居等の事情も無く、生活状況等に変化は無かったものと考えられることから、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間②及び③については、前述の事情に加え、申立人が所持し、当該期間に加入していた市（区）が2回交付した国民年金手帳において、申立人の資格得喪日が各々異なり、当該得喪日は、申立人の夫の船員保険被保険者の資格得喪日とも異なっているなど、当時、申立人の年金記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

さらに、申立期間④については、市の国民年金被保険者名簿により、昭和53年7月から同年9月までの3か月分の国民年金保険料が翌年度の54年9月に重複納付として還付されていることが確認できるところ、仮に申立期間④が未納であった場合、当該還付された3か月分が、同年度である申立期間④に充当されずに還付されていることは不自然であるほか、市の被保険者名簿の検認記録欄においても、納付をうかがわせる記載となっていることが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から54年3月までの期間及び平成11年12月から15年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和45年5月から54年3月まで
②平成11年12月から15年7月まで

昭和45年5月ごろ、二女を出産するため、夫が町役場（当時）で国民健康保険の加入手続をした際に、夫婦一緒に国民年金の加入手続もしてきたと言っていた。また、自分たちが国民年金保険料を納付しなければ、集落の会長が役場に納付できずに困ることになるため、夫が決められた日に集落の公民館で夫婦二人分の保険料を納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金記号番号払出簿により、昭和54年8月23日以降に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、町（当時）の国民年金被保険者名簿においても未納となっているほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の夫の国民年金手帳記号番号の払出日とも異なっている。

また、申立期間②については、申立人の夫は、平成11年12月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人に対して、平成13年8月に「国民年金第1号被保険者該当」の勧奨が行われていることが確認できる上、19年4月17日付けで申立期間②は、第3号被保険者期間から第1号被保険者期間へとさかのぼって記録の訂正が行われていることが確認でき、当時、申立期間②は、国民年金の第3号被保険者期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 50 年 3 月までの期間、50 年 7 月から 51 年 3 月までの期間及び平成 3 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月まで
③ 平成 3 年 4 月

申立期間①及び②については、昭和 62 年に自宅が全焼して領収証等を焼失し、夫も亡くなってしまったが、亡夫が生前「未納の国民年金保険料はさかのぼって全部納付した。」と話していたので、未納の期間は無いはずである。また、申立期間③については、夫の死亡後は自分で保険料を欠かさず納付してきたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金記号番号払出簿により、昭和 50 年 6 月 17 日以降に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるところ、申立人は亡夫から生前、「未納となっている国民年金保険料をさかのぼって全額納付した。」と聞いたと述べているが、申立期間①直前の 36 年 4 月から 39 年 5 月までの国民年金保険料を国民年金法附則第 4 条に基づく特例納付により 55 年 1 月から 6 月までの間に、3 回に分けて納付していることが特殊台帳及び領収済通知書（3 回目の納付日は 55 年 6 月 27 日）で確認できるものの、申立期間①の保険料については、特例納付したことが確認できず、市の国民年金被保険者名簿においても未納となっている。

また、申立期間②については、市の被保険者名簿において、申立人の夫も未納となっていることが確認できる上、前述したとおり、特例納付において

も納付したことを確認することができない。

さらに、申立期間③については、市の被保険者名簿において未納となっている上、当該期間直後の平成3年5月分の保険料を5年6月18日に過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付した時点で申立期間③は、時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。